

社会福祉法人 東京清音会

地域包括支援センター暖心苑さわやか相談室 運営規程

社会福祉法人 東京清音会
地域包括支援センター暖心苑さわやか相談室
運営規程

平成18年4月1日施行

(事業の目的)

第1条 江戸川区が設置し、社会福祉法人東京清音会が受託運営する地域包括支援センター暖心苑さわやか相談室（以下「センター」という。）が行う地域事業包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの専門職は、熟年者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
 - 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても熟年者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	地域包括支援センター暖心苑さわやか相談室
所在地	江戸川区北葛西4丁目3番16号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 主任介護支援専門員（管理者） 常勤 1名
主任介護支援専門員は、管理者を兼ね、センターの従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 保健師又は経験ある看護師 常勤 1名
- (3) 社会福祉士又は社会福祉主事 常勤 1名
- (4) その他職員を若干置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、国民の祝日及び国民の休日（5月4日）並びに12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日 午前9：00から午後6：00
土曜日 午前9：00から午後6：00
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記の事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を

行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する
(共通基盤整備)
- (2) 熟年者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等熟年者の権利擁護に努める。
(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 熟年者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。
(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントを行う。

(介護予防支援事務の基準等)

第8条 介護予防支援事務の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防支援事務は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施するものとする。
- (2) センターは、介護予防支援の実施にあたっては、センター内又は利用者の居宅において、必要に応じ、又は、利用者の求めに応じて随時介護予防に関する相談に応じるものとする。
- (3) センターは、サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画を作成する。
- (4) センターは、利用者の状況等を把握するため、必要に応じて、センター内、当該利用者に介護サービス等を提供している事業者など（以下「担当事業者」という。）の事務所内又は当該利用者の居宅において、当該利用者の担当事業者の担当従業者（以下「サービス担当者」という。）との間において会議を開催し、サービス担当者に意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、サービス担当者に対する書面による照会をもってこれに代えることができる。
- (5) センターは、利用者の状況等を把握し、適宜必要な措置を行うため、介護予防支援の開始日の属する月中に1回、同月の翌月から起算して3箇月を経過する月毎の月中に1回、サービスの評価期間の終了する日の属する月の月中に1回、その他利用者の状況に著しい変化があるなど居宅訪問の必要が認められる都度、担当職員により当該利用者の居宅訪問を行うものとする。
- (6) センターは、前項に掲げる居宅訪問を実施しない月にあつては、原則として当該月に1回以上の頻度において、担当事業者の事務所等において、利用者との面談を行うよう努めるものとし、面接を行わない場

合にあつては、電話聴取等の方法により、利用者の状況等の把握に努めるとともに、適宜必要な措置を講ずるものとする。

(利用料金等)

第9条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の支払いを受けないものとする。

(事業の委託)

第10条 センターは、第7条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第11条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援

契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施の地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、葛西事務所北圏域とする。(圏域以外でも特別な事情がある場合実施する)

(その他運営についての留意事項)

第13条 センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(秘密の保持)

第14条 センターは、業務上知り得た熟年者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、熟年者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た熟年者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第15条 提供した介護予防支援サービスに関する熟年者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、熟年者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区役所及び関係機関に通報する基とする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行し、9月1日より適用する。

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。